

庄原市議会の概要

(令和8年5月)

庄原市議会事務局

目 次

庄原市議会の概要

1	基本姿勢.....	1
2	議会構成.....	1
3	議会運営.....	3
4	議会活動の状況（令和7年）.....	5
5	議員報酬等.....	7
6	議会事務局.....	8

庄原市議会の概要

1 基本姿勢

(1) 庄原市議会基本条例（平成23年3月30日制定）

議会の情報公開と市民参加を原則とし、議会及び議員に係る基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる議会を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(2) 庄原市議会議員政治倫理条例（平成23年3月30日制定）

議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とする。

2 議会構成

(1) 議員の任期及び定数

任 期	令和7年4月17日から令和11年4月16日
定 数	条例定数19人 ※令和7年4月17日から
議 員 数	19人（令和8年5月1日現在）

※令和6年6月定例会において議員定数条例を改正。

(2) 党派別・会派別構成

（単位：人）

会派 区分	市民の会	N E X T	未来のたね	清和会	さとやま 未来クラブ	無所属	計
公 明 党						1	1
日本共産党						1	1
社 民 党	1						1
無 所 属	2	3	2	2	5	2	16
計	3	3	2	2	5	4	19

（令和8年5月1日現在）

(3) 構 成

区 分	委 員 会 名	定数 (人)	任期
常任委員会	総務経営常任委員会※ ¹	6	2 年
	教育民生常任委員会	6	
	産業建設常任委員会※ ¹	6	
	予算決算常任委員会	18	
議会運営委員会※ ²		6	2 年
協議又は調整を行うための場	議会広報委員会	6	2 年
	議員全員協議会※ ³	19	—

(令和8年5月1日現在)

※1 庄原市の組織再編に伴い常任委員会の所管が変更となったことから、令和8年4月1日より総務常任委員会を総務経営常任委員会に、企画建設常任委員会を産業建設常任委員会に名称変更。

※2 議長、副議長も毎回出席（副議長は委員外議員として）。

※3 平成24年4月1日より議員全員協議会を協議又は調整を行う場とする。

(4) 常任委員会の所管

常 任 委 員 会 名	所 管
総務経営常任委員会	総務部、経営政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
教育民生常任委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項
産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項

(5) 年齢別・当選回数別構成

(単位：人)

年齢(歳) 当選回数	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～75	76～79	計
1 回	2		3	1		1		1		8
2 回			1	3						4
3 回							1			1
4 回		1							1	2
5 回							1	1		2
6 回							1	1		2
計	2	1	4	4	0	1	3	3	1	19

平均年齢 56.1 歳（令和8年5月1日現在）

3 議会運営

(1) 議会運営委員会

定 数	6 人
任 期	2 年
所管事項	議会の運営に関する事項 議会の会議規則 委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項及び議案、陳情等の審査
開催時期	本会議の日程等は1ヵ月前頃開催して予定を決定 議案の取り扱い等は、議会開会日のおおむね1週間前頃決定 その他必要に応じて開催
決定事項周知方法	主な決定事項等を全議員に文書をもって通知

委員の選出方法

会派の所属議員数に比例して選出することとしている。
原則、会派構成議員数3人につき1人。
なお、議長と副議長が出席する（副議長は委員外議員として）。

(2) 議会運営に関する主な事項

定例会の招集回数 及び時期	毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集 ただし、特に必要があるときは、繰り上げ、又は繰り下げて招集
本会議の会議時間	原則、午前10時から午後5時まで
議案等の配布方法	事務局職員が、原則、告示日に郵送または手渡し※ ※令和4年12月定例会より、議員用タブレット端末への掲載をもって 配付とみなしている

① 当初予算案の審査方法

3月定例会で、予算決算常任委員会において付託審査する。
予算決算常任委員会

構 成	議長を除く全議員
審 査	各常任委員会(総務経営・教育民生・産業建設)の所管による分科会方式で 審査(分科会設置)
委員長報告	常任委員会で各分科会主査の報告を受け、それに基づき委員長が本会議に 報告

② 補正予算の審査方法

原則、予算決算常任委員会において付託審査する。

③ 決算の審査方法

9月定例会で、予算決算常任委員会において付託審査する。
予算決算常任委員会

構 成	議長を除く全議員
審 査	当初予算審査と同様
委員長報告	当初予算審査と同様

④ 意見書及び決議の取り扱い

取り扱いについては、議会運営委員会で協議する。

⑤ 一般質問の取り扱い

一般質問は、個人質問制。ただし、3月定例会では、会派の代表による質問も行う。

通告書の提出期限	正式には議会運営委員会で決定されるが、原則、質問締切日を含めて連続した3日間（土・日・祝日除く）とし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする
通告内容	項目、要旨、答弁を求める者
質問順位	通告書受付順 郵送、FAX、E-mailの場合は、事務局到着時間で判断
質問時間	30分以内（答弁に時間制限はなし）
質問方法	一問一答方式（平成21年6月定例会より）
質問場所	最初は登壇し演台で行い、2回目以降は質問席

⑥ 質疑

発言通告制	発言順位	時間制限	回数制限	発言場所
なし	挙手の順	なし	3回※	自席

※会議規則第56条 ※予算・決算審査の他分科会主査への質疑も各3回まで。

⑦ 反問権

本会議及び委員会において、市長等は議員の質問及び質疑について、論点を明確にするため議員に対し問うことができる。（庄原市議会基本条例第6条第2号）

⑧ 採決

押しボタン式・個人投票結果の公表（平成22年3月より）

⑨ 傍聴の取り扱い

本会議は、特に手続きなく傍聴できる。委員会は、委員長の許可を得た者が傍聴できる。議員全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴できる。

⑩ 中継

ユーチューブ及びイントラネットにより、本会議の状況を生中継している。

令和2年9月定例会から、常任委員会の録画配信を実施している。

(3) 請願・陳情の取り扱い

請願

受理制限	なし
請願審査	提出された直近の定例会に上程後、常任委員会に付託して審査 ただし、議長において委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない
紹介議員の出席	審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求める
審査報告	委員会は、審査結果を議長に報告する
審査結果	採択、不採択は請願者へ通知。継続審査、審議未了は通知しない

陳情

議長が必要と認めるものは議会運営委員会に諮り、請願に準じて常任委員会に付託し、審査。

4 議会活動の状況（令和7年）

（1）本会議開催状況

回数		1	2	3	4	5	6	計	
会議区分		定例会	臨時会	臨時会	定例会	定例会	定例会	6	
会期日数		25日間	1日間	1日間	21日間	28日間	18日間	94日間	
開催日		2月14日、 3月3・4・ 5・10日	4月28日	5月22日	6月10・24・ 25・26・30日	9月2・18・ 19・22・25・ 29日	12月2・15・ 16・17・19日	—	
審議案件	条 例	9	1		1	5	13	29	
	予 算	26			2	5	15	48	
	発 議	3			2	2	2	9	
	請 願							0	
	その他	30	11	2	2	19	9	73	
計		68	12	2	7	31	39	159	
審議結果	原案可決	49	2		7	13	38	109	
	修正可決							0	
	同 意	16	1	2		5	1	25	
	承 認		2					2	
	選 任							0	
	許 可							0	
	認 定					13		13	
	推せん	3	5					8	
	否 決							0	
	請 願	採 択							0
		趣旨採択							0
		不 採 択							0
		継続審査							0
継続審査								0	
選 挙			2					2	
議員出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

(2) 常任委員会開催状況

常任委員会	区分	回数		出席率	
		開会中	閉会中	開会中	閉会中
総務経営 (総務)	委員会	9 回	8 回	100.0%	100.0%
	調査会	—	1 回	—	100.0%
教育民生	委員会	7 回	3 回	100.0%	94.4%
	調査会	—	1 回	—	100.0%
産業建設 (企画建設)	委員会	7 回	4 回	100.0%	95.8%
	調査会	—	2 回	—	100.0%
予算決算	委員会	10 回	2 回	98.9%	97.2%
	調査会	—	—	—	—

(3) 議会運営委員会、議員全員協議会、議会広報委員会の開催状況

	開会回数	出席率
議会運営委員会	25 回	98.0%
議員全員協議会	14 回	97.4%
議会広報委員会	9 回	100.0%

市議会広報紙（しょうばら市議会だより）

年 4 回発行（定例会ごと） 12,700部

市内全世帯に対し自治振興区を介し配布、図書館等配置、ホームページ掲載

(4) 予算決算常任委員会分科会の開催状況

		開会回数	出席率
総務経営 (総務)	令和 6 年度決算	6 回	100.0%
	令和 7 年度予算	4 回	100.0%
教育民生	令和 6 年度決算	5 回	100.0%
	令和 7 年度予算	4 回	100.0%
産業建設 (企画建設)	令和 6 年度決算	5 回	96.7%
	令和 7 年度予算	5 回	96.7%

(5) 議会報告会(市民と語る会)の開催状況

◆市民と語る会（自治振興区単位）				
	期間	班編成	会場数	参加延人数
令和 6 年度	7/12～11/22	4 班	16 会場	308 人
令和 7 年度	10/10～11/21	4 班	20 会場	367 人
◆市民と語る会（井戸端スタイル） 定例会実施月以外・申込みは実施月の 2 カ月前の月末まで				
令和 6 年度	7 月～11 月	4 班	4 会場	32 人
令和 7 年度	11 月～1 月	4 班	3 会場	28 人

平成23年度から議会報告会を開催している。平成28年度から令和元年度まで、自治振興センター等一般会場21会場とは別に、市内高等学校を特設会場として開催。平成30年度は、西日本豪雨災害により、自治振興センター等一般会場のうち6会場で開催を中止した。

令和3年度から議会報告会の名称を「市民と語る会」に改め、市民との意見交換に重点を置いた内容で実施している。なお、令和6年度から事前に開催希望を伺い実施する方法に改めた。

また、令和5年度から広聴の取り組み強化のため、自治振興区単位での取り組みに加え、手上げ方式による「井戸端スタイル」を開始した。

5 議員報酬等

(1) 議員報酬及び特別職等報酬

職 名	報酬額 (円)	備考
議長	440,000	
副議長	380,000	
常任委員会委員長	360,000	
常任委員会副委員長	355,000	
議員	350,000	
市長	860,000	
副市長	700,000	
教育長	620,000	

(2) 議員の期末手当(令和7年度)

6月	232.5/100
12月	232.5/100
加算割合	15/100

(3) 会議出席費用弁償

① 車賃

住所地から市役所までの往復距離に1km当たり37円を乗じた額。
ただし2km以下の場合は支給しない。

② 支給対象会議

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会広報委員会、議員全員協議会

(4) 政務活動費(平成25年度から導入)

① 交付対象

会派または会派に所属しない議員

② 交付額

会派の場合 月額3万円×所属議員数
会派に所属しない議員の場合 月額3万円

③ 執行状況(令和7年度実績)

交付額 6,270,000円 執行額 3,283,159円 (執行率52.4%)

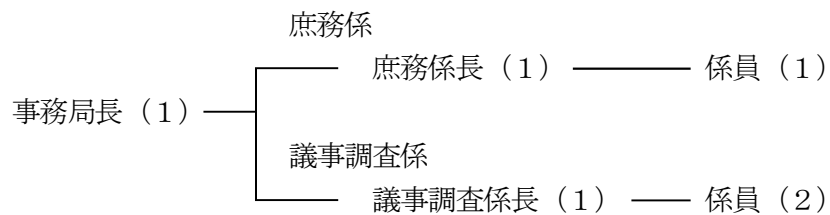
(5) 交際費

議長交際費 1,000,000円 (令和7年度当初予算)

6 議会事務局

(1) 機構及び職員数

職員数 定数 6 人 現員数 6 人 (令和 8 年 5 月 1 日現在)



(2) 事務分掌

◎ 庶務係

- (1) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (2) 議員の身分及び資格の取得喪失に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 職員の身分、人事、服務及び給与に関すること。
- (5) 儀式及び交際に関すること。
- (6) 議員の議員報酬及び費用弁償等に関すること。
- (7) 政務活動費に関すること。
- (8) 予算、決算及び経理に関すること。
- (9) 議会刊行物の編集及び発行に関すること。
- (10) 議会図書室に関すること。
- (11) 事務局の庶務に関すること。

◎ 議事調査係

- (1) 本会議及び委員会に関すること。
- (2) 全員協議会及びその他会議に関すること。
- (3) 議案、請願、陳情、決議、意見書等に関すること。
- (4) 議決事項の処理に関すること。
- (5) 会議録、委員会記録等に関すること。
- (6) 傍聴に関すること。
- (7) 法令、議案等の調査及び研究に関すること。
- (8) 各種資料の収集、保存及び統計に関すること。
- (9) その他議事及び調査に関すること。